

令和7年度 ケアプラン点検報告

伊豆の国市役所 長寿介護課



内容

1.グループ点検について

2.質疑応答のまとめ

3.書面点検（委託）について

4.令和8年度のケアプラン点検について



1.グループ点検について

令和7年度点検実施日及び点検内容



実施内容

令和7年4月18日（金）・6月20日（金）・10月17日（金）

認知症対応型共同生活介護事業所

- ・要介護1～要介護3の認定を持つ比較的軽度な利用者のサービス計画：6事例

令和7年8月18日（月）

居宅介護支援事業所

- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅で生活する利用者のサービス計画：1事例
- ・月途中状態変更（区分変更含）受給者に対するサービス計画：1事例

令和7年12月19日（金）

居宅介護支援事業所

- ・軽度者（要介護1）の福祉用具貸与に係るサービス計画：1事例
- ・住宅型有料老人ホームで生活する利用者で訪問介護複数回利用によるサービス計画



2. 質疑応答のまとめ



内容

- 1.記録の保存期間について
- 2.各様式の記載内容について
- 3.認知症対応型共同生活介護等における週間サービス計画の記載について
- 4.認知症対応型共同生活介護におけるサービス担当者会議開催の必要性について



1.記録の保存期間について

- ・運営規程では指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとある。

2.各様式の記載内容について

- ・介護保険最新情報Vol.1286を参照。
- ・ケアマネジメントの一連の流れには、日付の記載が重要となる。作成日や同意日等意識して記載を。
- ・利用者の意向や課題が明確になっていない場合がある。介護者側のニーズになっていないか次回計画書作成時に見直しを。



3.認知症対応型共同生活介護等における週間サービス計画の記載について

- ・介護サービス計画書に記載されている援助内容について記載する。
- ・事業所が行うことではなく、本人が行うことを記載する。『～の準備』は事業所が行うこと。

4.認知症対応型共同生活介護におけるサービス担当者会議開催の必要性について

- ・運営基準にはサービス担当者会議の記載がなく、認知症対応型共同生活介護計画の作成については、他の介護従事者と協議を行うことに留まっている。
- ・実務としてサービス利用の必要性や内容について本人や関係者ととともにサービス担当者会議に匹敵する会議及び検討が行われていると考えていることから、この会議を実施し、情報共有をして計画の内容について検討したうえで、することが必要だと考える。



3.書面点検（委託）について

令和7年度実施内容



実施内容

対 象：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、
認知症対応型共同生活介護事業所

プラン：介護予防サービス計画、介護サービス計画、
認知症対応型共同生活介護計画 計18ケース

委託先：株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター

点検方法：「様式のチェックポイント項目」の内容に沿って、基本となる事項
を検証確認、報告書を作成していただく。報告書をもとに面談形
式で結果を報告。



4.令和8年度のケアプラン点検 について



事業計画（案）

- 1.実施方法 スーパービジョンの手法を用いた点検及び書面点検
- 2.実施件数 2事例/6回 12件
書面点検 18件
- 3.対象者 介護支援専門員、地域包括支援センター職員

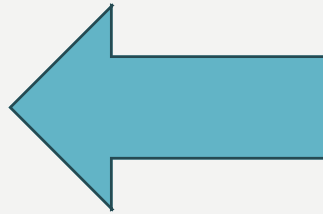


スーパービジョンとは

スーパーバイジー

= スーパービジョンを
受ける人
(プラン作成者)

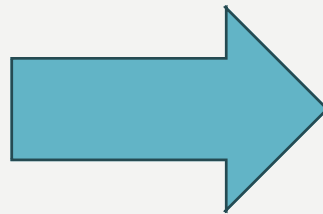
問いかけ・傾聴、
働きかけ



スーパーバイザー

= スーパービジョンを
行う人
(ファシリテーター)

見聞きし感じ考えたこと、
迷いや悩み等を伝える



点検の流れ



ご視聴ありがとうございました

来年度もよろしくお願いいたします。

